

指名競争入札に係る受注者の手持ち工事制限について

令和7年5月15日
茨城町総務部財政課

現在、茨城町の発注する建設工事については、事業者間の受注均衡を図るため、受注者の手持ち工事件数に制限を設けていますが、令和7年5月1日から少額随契に係る金額が変更となりましたので、以降は下記の通り取扱うものといたします。

1. 手持ち工事件数の制限について

茨城町の発注した建設工事の手持ち件数の上限は、原則下表のとおりとし、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道施設工事の工種ごとに適用する。また、この4工種の手持ち工事の合計件数が5件となる場合についても制限を適用する。

工 種	手持ち工事件数	工 種	手持ち工事件数
土木一式工事	3 件	舗装工事	2 件
建築一式工事	2 件	水道施設工事	2 件

2. 手持ち工事の期間について

落札者（低入札価格調査となった場合の最低価格入札者を含む。）となったときから工期末日（受注者の責めに帰することができない事由により工期を延長した場合は、当初の契約工期末日とする。）までとする。ただし、工期末日までに完成検査を完了した場合は、完了日までとする。

3. 手持ち工事からの除外対象について

随意契約による発注工事及び災害復旧など急を要する工事については、手持ち工事の件数から除くものとする。

4. 入札時において手持ち制限となった場合について

4工種の工事を複数同入札日に順次開札し、開札の結果指名業者が手持ち制限の対象となった場合、それ以降順次開札する入札への応札は、無効として取扱うものとする。

例1：舗装工事A、B、Cの入札において、舗装工事A、Bの入札を落札した場合、舗装工事の手持ちが2件となり、舗装工事Cへの応札は無効

例2：土木一式工事D、水道施設工事Eの入札において、入札日時時点で4工種の手持ち工事が4件ある受注者が土木一式工事Dを落札した場合、4工種の手持ち工事が5件となり、水道施設工事Eへの応札は無効